



兵庫労働局発表
平成27年8月27日

報道関係者 各位



[照会先]

兵庫労働局労働基準部

安全課

安全課長補佐 小川 江造

安全専門官 岡崎 計実

TEL (078) 367-9152

FAX (078) 367-9166

平成27年秋の交通労働災害防止運動の実施について

兵庫県内の交通事故による労働災害は毎年増加。

兵庫県内の交通事故による労働災害は3年連続で増加しており、平成27年7月末の死亡者数は4件で昨年同期と同数、死傷者数は178件で3件増加し、本年も増加傾向にあります。

交通労働災害はすべての業種において発生していることから、兵庫労働局及び県下各労働基準監督署では、秋の全国交通安全運動期間を含む9月1日から9月30日までを「秋の交通労働災害防止運動月間」と定めて、事業者はもとより、関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体等の参加の下、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進します。

特に、休業4日以上死傷災害では、「新聞販売業」と「道路貨物運送業」の占める比率が高いことから重点業種としています。

記

- 1 運動の期間 平成27年9月1日(火)から30日(水)
- 2 主唱者 兵庫労働局、県下各労働基準監督署
- 3 実施事項
 - (1) 主唱者 業界団体並びに事業場に対する交通労働災害防止対策の取組要請等、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・啓発
 - (2) 事業場 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- 4 目 標 運動期間中の交通労働災害による死亡ゼロを目指す。

(添付資料)

- ・平成27年秋の交通労働災害防止運動実施要綱
- ・平成26年、27年死亡災害(交通事故)一覧表(兵庫局)
- ・平成21年～平成27年7月までの発生状況



平成 27 年秋の交通労働災害防止運動実施要綱

1 趣 旨

兵庫県での「秋の交通労働災害防止運動」は、秋の全国交通安全運動期間を含む 9 月を実施月間とし、「事業者はもとより行政、業種別労働災害防止団体、業界団体等の参加のもと、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進すること」を目的に、平成 18 年から実施し、今年で 10 回目を迎える。

この間、交通労働災害による死亡者数は、平成 21 年に過去最少（4 人）となったものの平成 22 年には 14 人と大幅に増加し、その後、一旦は減少したが平成 25 年は 12 人、平成 26 年は 7 人と、平成 22 年以降増減を繰り返しており着実な減少には至っていない。

また、交通労働災害による休業 4 日以上を含む死傷災害は、平成 23 年に減少して以降は毎年増加しており、平成 25 年は 362 件と平成 24 年より 29 件の増加、平成 26 年も 388 件と前年より 26 件の増加となっており、交通労働災害全体の増加により死亡者数も増加に転じることが懸念されるところである。

このため、今年も、秋の交通労働災害防止運動実施期間中の交通労働災害による死亡災害ゼロを目指し、それぞれの職場で交通労働災害防止活動の着実な実行を図る。

2 期 間

平成 27 年 9 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで

3 主唱者

兵庫労働局、 県下各労働基準監督署

4 協 賛

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部、兵庫県、兵庫県警察、一般社団法人兵庫労働基準連合会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部、公益社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部、神戸新聞社

5 対象業種

兵庫県下の全業種を対象とし、特に道路貨物運送業、新聞販売業を重点業種とする。

6 実施事項

(1) 兵庫労働局

- ア 業種別労働災害防止団体、業界団体等への文書要請
- イ 広報資料等の作成、配布
- ウ ホームページ等による広報活動

(2) 労働基準監督署

- ア 団体、事業場に対する交通労働災害防止対策の取組勧奨
- イ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知啓発

ウ 労働災害防止団体等が行う交通労働災害防止に関する研修会を支援する。

(3) 協賛者

- ア 事業場の実施事項に対する支援
- イ 広報誌等による周知

(4) 事業場

ア 全業種共通事項

(ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

- ① 交通労働災害防止に関係する管理者(安全管理者、運行管理者等)を選任するとともに、管理者に対し必要な教育を実施し、交通労働災害防止のための管理体制を確立する。
- ② 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。
- ③ 交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。
- ④ 適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施する。
- ⑤ 適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
- ⑥ 乗務開始前点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。
- ⑦ 交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。
- ⑧ 健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等)を行う。

(イ) 交通労働災害防止対策の研修実施

イ 道路貨物運送業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」

(イ) 次の事項を推進する。

- ① リスクアセスメント(危険有害性の調査及び措置の実施)を進める。
- ② 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

ウ 新聞販売業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」のうち、(ア)の①、④、⑤、⑥、⑦の事項

(イ) 適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。

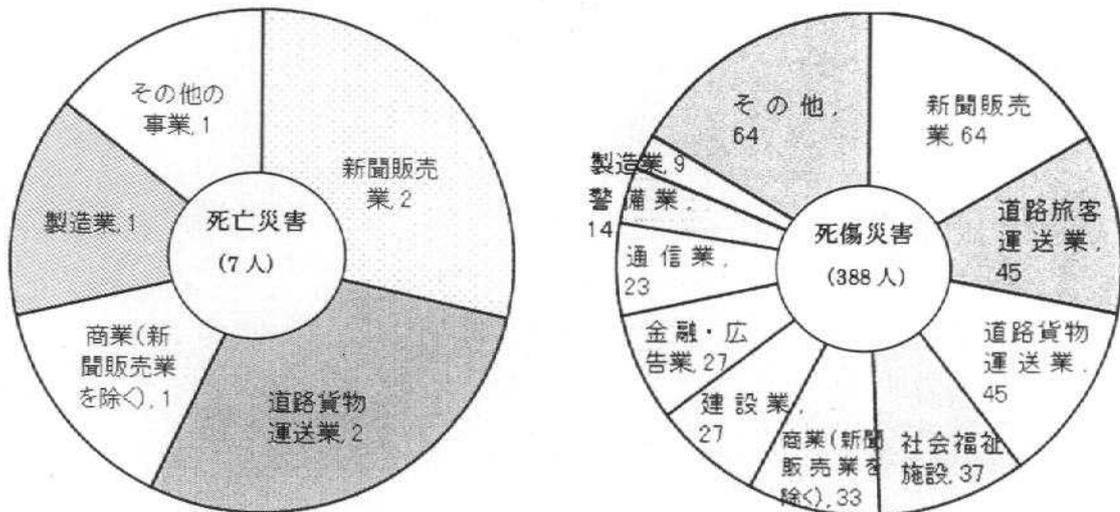
(ウ) 高齢者について、十分に配慮する。(被災者の多くを高齢者が占める。)

(エ) 次の事項を推進する。

- ① 走行経路を調査し、「安全走行計画」を作成する。
- ② 悪天候の時は、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転させる等必要な指示を与える。
- ③ 交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。
- ④ 配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づいて適切な指示を行う。
- ⑤ 配達時においてブレーキ点検などの「安全作業のポイント7」を励行させる。

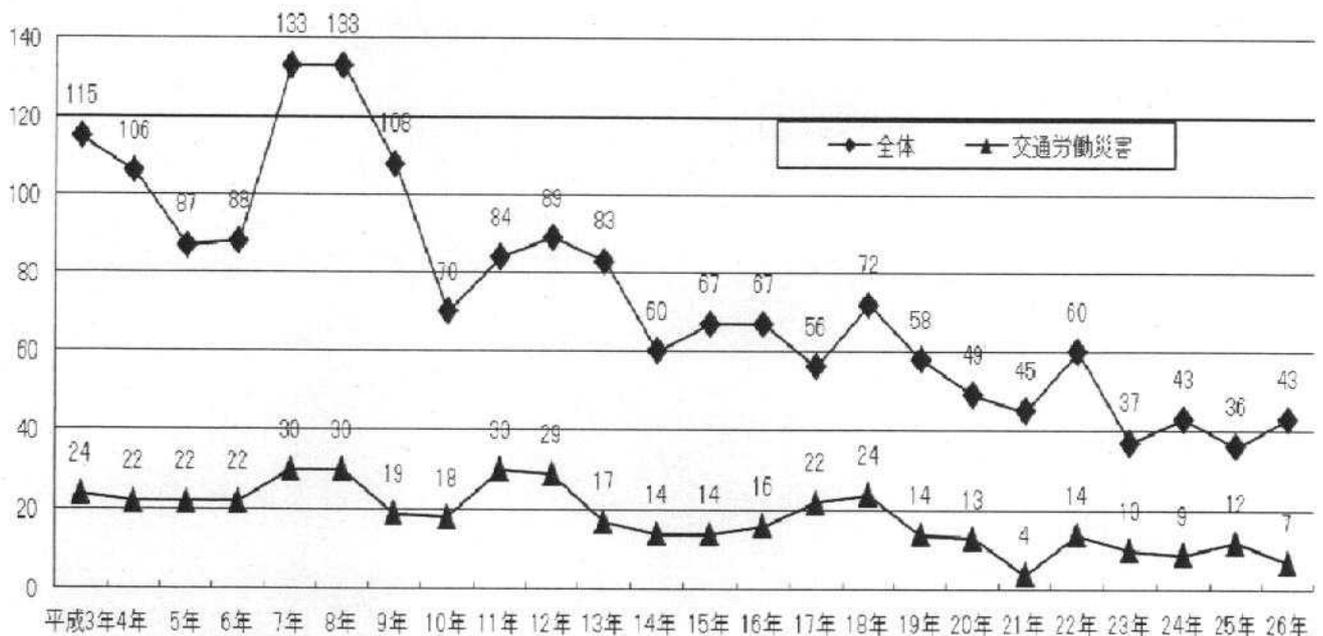
(参考)

兵庫県内の平成 26 年交通労働災害発生状況(単位：人)



注) 死傷災害：死亡及び休業4日以上災害
【死傷者数は労働者死傷病報告による】

兵庫県内死亡災害発生状況(平成3年～平成26年)(単位：人)



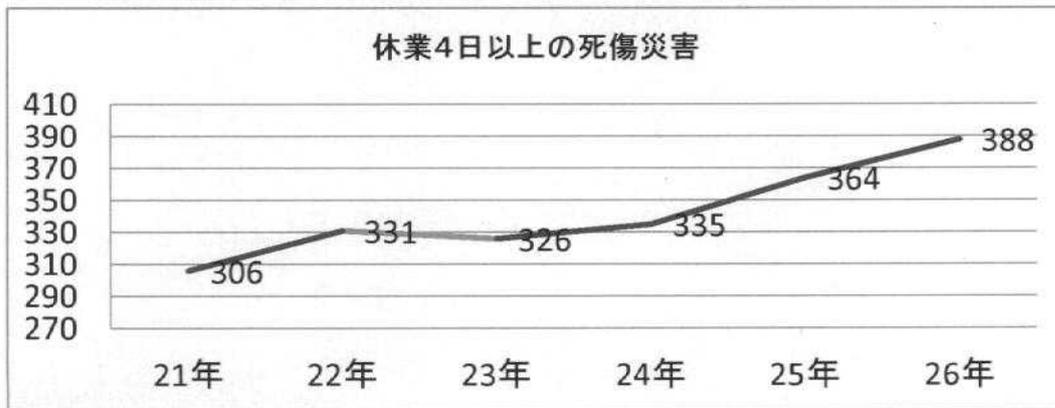
兵庫県内の業種別・交通労働災害の発生状況(平成21年～平成27年)

(1) 死亡災害の発生状況

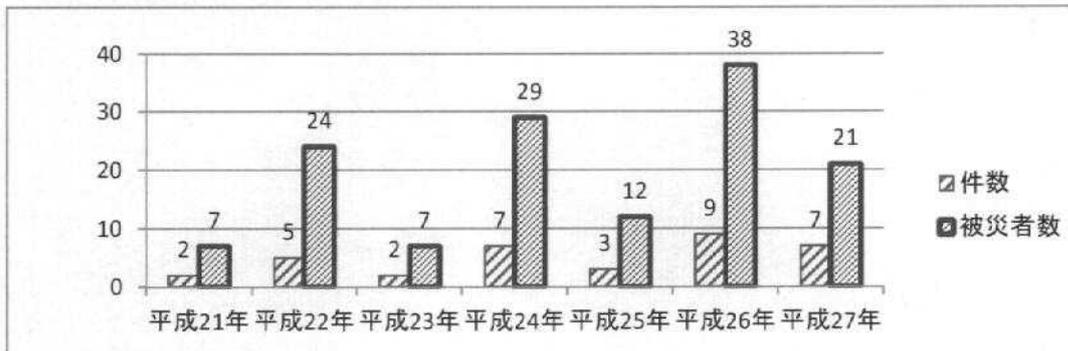
| 区分 | 新聞販売業 | 商業(新聞販売業除く) | 道路旅客運送業 | 道路貨物運送業 | 通信業 | 社会福祉施設 | 建設業 | 製造業 | 警備業 | 林業 | 港湾荷役業 | その他 | 合計 |
|-----|-------|-------------|---------|---------|------|--------|-------|------|-------|------|-------|-------|------|
| 21年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 22年 | 1 | 2 | 1 | 5 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 14 |
| 23年 | 0 | 1 | 1 | 4 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 10 |
| 24年 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 9 |
| 25年 | 1 | 2 | 0 | 5 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 26年 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 7 |
| 計 | 6 | 6 | 2 | 19 | 1 | 2 | 7 | 4 | 3 | 0 | 0 | 6 | 56 |
| % | 10.7% | 10.7% | 3.6% | 33.9% | 1.8% | 3.6% | 12.5% | 7.1% | 5.4% | 0.0% | 0.0% | 10.7% | 100% |
| 27年 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| % | 25.0% | 0.0% | 0.0% | 50.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 25.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100% |

(2) 休業4日以上之死傷災害の発生状況

| 区分 | 新聞販売業 | 商業(新聞販売業除く) | 道路旅客運送業 | 道路貨物運送業 | 通信業 | 社会福祉施設 | 建設業 | 製造業 | 警備業 | 林業 | 港湾荷役業 | その他 | 合計 |
|-----|-------|-------------|---------|---------|-------|--------|------|------|------|------|-------|-------|------|
| 21年 | 55 | 23 | 34 | 38 | 45 | 17 | 9 | 15 | 5 | 1 | 0 | 64 | 306 |
| 22年 | 65 | 26 | 30 | 31 | 41 | 17 | 18 | 13 | 8 | 0 | 0 | 82 | 331 |
| 23年 | 42 | 32 | 36 | 46 | 39 | 25 | 20 | 17 | 6 | 0 | 0 | 63 | 326 |
| 24年 | 69 | 25 | 32 | 35 | 26 | 28 | 18 | 11 | 7 | 3 | 0 | 81 | 335 |
| 25年 | 55 | 38 | 40 | 39 | 29 | 27 | 24 | 12 | 5 | 0 | 0 | 95 | 364 |
| 26年 | 64 | 33 | 45 | 45 | 23 | 37 | 27 | 9 | 14 | 0 | 0 | 91 | 388 |
| 計 | 350 | 177 | 217 | 234 | 203 | 151 | 116 | 77 | 45 | 4 | 0 | 476 | 2050 |
| % | 17.1% | 8.6% | 10.6% | 11.4% | 9.9% | 7.4% | 5.7% | 3.8% | 2.2% | 0.2% | 0.0% | 23.2% | 100% |
| 27年 | 27 | 16 | 24 | 17 | 20 | 13 | 8 | 6 | 3 | 0 | 0 | 45 | 179 |
| % | 15.1% | 8.9% | 13.4% | 9.5% | 11.2% | 7.3% | 4.5% | 3.4% | 1.7% | 0.0% | 0.0% | 25.1% | 100% |



(3) 交通労働災害による重大災害(一時に3人以上が死傷する災害等)



平成 26 年 死 亡 災 害 一 覧 表

| 件数 | 署整理番号 | | 災害発生 | | 業 種 小分類 | 年 齢 | 経験年数 | 職 種 | 事故の型 | 起因物 | 発生状況概要 |
|----|-------|----|------|------|-------------|-----|------|----------|----------|------------|--|
| | 署名 | 番号 | 月 | 時間 | | | | | 分類項目 | 小分類 | |
| 1 | 西宮 | 1 | 1月 | 4時台 | 新聞販売業 | 57 | 1 | 配達員 | 交通事故(道路) | 乗用車、バス、バイク | 新聞配達のためバイクを運転中、両線とも一方通行の交差点で、右側から一旦停止をせずに進入したワンボックス車と衝突したものの。 |
| 2 | 相生 | 1 | 1月 | 6時台 | 新聞販売業 | 67 | 2 | 運転者 | 交通事故(道路) | 乗用車、バス、バイク | 新聞配達のため軽自動車を運転中、道路右側の用水路(幅約1.5メートル)に車ごと転落したものの。 |
| 3 | 加古川 | 1 | 2月 | 17時台 | その他の金属製品製造業 | 64 | 30 | 作業員・技能者 | 交通事故(道路) | トラック | 高速道路の走行車線を走行していた時、大型トラックに追突し、荷台に積まれていた鉄骨(荷台から1メートルはみ出していた)が被災者の左胸に激突したものの。 |
| 4 | 神戸東 | 2 | 3月 | 16時台 | その他の教育研究業 | 63 | 1 | 事務員 | 交通事故(道路) | 乗用車、バス、バイク | バイクで事務所に帰る途中、交差点を右折中に転倒し、反対車線を直進してきたトレーラーにひかれたものの。 |
| 5 | 姫路 | 4 | 6月 | 4時台 | 一般貨物自動車運送業 | 55 | - | 貨物自動車運転者 | 交通事故(道路) | トラック | トラックで姫路バイパスを走行中、前方のトレーラーに追突したものの。 |
| 6 | 淡路 | 3 | 8月 | 2時台 | 一般貨物自動車運送業 | 46 | 3 | 貨物自動車運転者 | 交通事故(道路) | トラック | 高速道路上でトラックを運転していたところ、前方を走る大型トレーラーに追突したものの。 |
| 7 | 神戸西 | 2 | 11月 | 13時台 | その他 | 64 | 2 | その他の職種 | 交通事故(道路) | 乗用車、バス、バイク | 社用車で配達中、被災者の運転する社用車がセンターラインを越えて、対向車線のゴミ収集車側面と後続車両に衝突したものの。 |

平成 27 年 死 亡 災 害 一 覧 表

| 件数 | 署整理番号 | | 災害発生 | | 業種 | 年齢 | 経験年数 | 職種 | 事故の型 | 起因物 | 発生状況概要 |
|----|-------|----|------|------|------------|----|------|----------|----------|------------|--|
| | 署名 | 番号 | 月 | 時間 | 小分類 | | | | 分類項目 | 小分類 | |
| 1 | 伊丹 | 1 | 2月 | 10時台 | 警備業 | 68 | 5 | 警備員 | 交通事故(道路) | 乗用車、バス、バイク | バイクで工事現場に向かう途中、右にカーブする凍結した市道で転倒した。 |
| 2 | 加古川 | 1 | 2月 | 9時台 | 一般貨物自動車運送業 | 51 | 10 | 貨物自動車運転者 | 交通事故(道路) | トラック | 高速道路でミキサー車を運転中、車線変更中に貨物自動車と衝突して中央分離帯に激突した後、後続車に追突された。 |
| 3 | 加古川 | 3 | 6月 | 2時台 | 一般貨物自動車運送業 | 47 | 3 | 貨物自動車運転者 | 交通事故(道路) | トラック | 大型トレーラーを運転中に、下り坂カーブを曲がりきれずにガードレールを突き破り、約40m下の県道に転落し炎上した。6月28日午後2時に事業場を出発し、神戸港で荷を積載して、翌日午前9時までに神奈川県川崎市内に所在する事業場に荷を届けることとなっていたが高速道路の使用が認められず、一般道で目的地に向かっていただけのものと推される。 |
| 4 | 西宮 | 3 | 7月 | 17時台 | 新聞販売業 | 73 | 5 | 配達員 | 交通事故(道路) | 乗用車、バス、バイク | 夕刊配達で国道をバイクで走行中、台風による大雨のため道路を通行止めする通行遮断板に衝突した。 |